

令和8年度 各務原市学校給食用物資納入業者登録申請の手引き

1. 概要について

各務原市では、令和5年度から、市立の小中学校及び特別支援学校の学校給食費を各務原市の歳入・歳出予算として管理する「公会計」方式に移行しています。

公会計化により学校給食で使用する食材の調達に際し、良質な学校給食用物資（以下、「給食用物資」といいます）を安定的に供給できるよう、納入業者の登録制度を設けています。

この手引きは、「各務原市学校給食用物資納入業者登録等に関する要領」に基づき、必要な手続き等について示したものです。

◆配達場所

給食用物資の配達対象となる学校及び施設は以下のとおりです。

単独調理校	1 那加第二小学校	各務原市学校給食センター調理校	14 那加第一小学校
	2 稲羽西小学校		15 那加第三小学校
	3 川島小学校		16 尾崎小学校
	4 鵜沼第一小学校		17 稲羽東小学校
	5 鵜沼第三小学校		18 鵜沼第二小学校
	6 八木山小学校		19 緑苑小学校
	7 那加中学校		20 陵南小学校
	8 桜丘中学校		21 各務小学校
	9 川島中学校		22 蘇原第一小学校
	10 鵜沼中学校		23 蘇原第二小学校
	11 緑陽中学校		24 中央小学校
	12 蘇原中学校		25 稲羽中学校
	13 かかみがはら支援学校		26 中央中学校
27 各務原市学校給食センター			

◆登録の種類

給食用物資の種類は、以下のとおり、すべての単独調理校及び各務原市学校給食センター（以下「給食センター」といいます）で共通して使用する「共同購入物品」、各単独調理校や給食センターがそれぞれ献立内容に合わせて使用する「随時購入物品」、主食と飲用牛乳を対象とする「主食等」の3種類とし、同一事業者が複数種類に登録することも可能です。

なお、本登録は、登録有効期間内における各務原市での給食用物資の納入資格を取得するものであり、発注を確約するものではありません。

(1) 共同購入物品

取扱物資区分	対象となる品目
1 冷凍食品類	むき枝豆（冷凍）
2 乾物類	干し椎茸スライス、米ひじき、炒りごま（白）、すりごま（白）、花かつお（破碎）、片栗粉（じゃがいもでんぶん）
3 調味料・香辛料類	三温糖、中双糖
4 油脂類	揚げ油（キャノーラ油、米油、大豆油）、炒め油（サラダ油）
5 その他	たけのこ水煮

◆選定方法

納入業者登録が完了した事業者を対象に年1回又は年3回入札を行い、上記共同購入物品（12品目）のそれぞれの品目について、納入業者を1者選定し、単価契約を行ったうえで、納入していただきます。単価契約を行った給食用物資は、契約決定業者のみ納入することができます。

※同一価格で市内の全単独調理校及び給食センターに納入が可能であることが必要です。

※なお、同じ品目でもグラム数などの規格によって、単独調理校のみ又は給食センターのみの納入となる給食用物資もあります。

(2) 随時購入物品

取扱物資区分	主な品目
1 魚介類	魚類、貝類、甲殻類
2 肉類	精肉
3 卵類	うずら卵（水煮）、炒り卵
4 乳製品類	調理用牛乳、生クリーム、調理用ヨーグルト、チーズ、調理用バター、脱脂粉乳

5 野菜・カット野菜類	野菜類、いも類、きのこ類、トマト水煮（カット）、おろししょうが、おろしにんにく、きざみしょうが、山菜水煮
6 果物類	果物、カットフルーツ、シロップ漬け（みかん、パイン、黄桃）
7 調理済加工品類	ベーコン、ハム、フランクフルト、焼豚、ツナ、煮干し、ちくわ、かまぼこ、はんぺん、魚介類切り身、魚フライ、ハンバーグ、ミートボール、コロッケ、加熱レバー、鮭フレーク、ツナフレーク、餃子、シューマイ、春巻き、オムレツ、卵焼
8 冷凍食品類	バラ凍結肉、冷凍肉、冷凍液卵、冷凍野菜、冷凍果物、冷凍貝類、冷凍魚類、冷凍甲殻類、冷凍うどん、冷凍湯葉、冷凍生麩
9 乾物類	乾燥わかめ、青のり、煮干し、削り節（だし用）、高野豆腐、ハーブ、ワンタン、糸寒天、海藻ミックス、角切り昆布、茎わかめ
10 調味料・香辛料類	食塩、酒、酢、みりん、ワイン、トマトピューレ、しょうゆ、ケチャップ、豆板醤、こしょう、唐辛子、カレー粉、テンメンジャン、味噌、ゆかり粉、練梅、塩昆布、ココア、シナモン、レモン果汁、マヨネーズ、コチュジャン、オイスターソース、ルウ（カレー、ホワイト、ハヤシ、コーン）、クラス用ドレッシング
11 豆・大豆製品類	小豆、手亡豆、金時豆、大豆、木綿豆腐、焼き豆腐、油揚げ、厚揚げ、納豆、調整豆乳
12 こんにゃく類	こんにゃく、しらたき
13 デザート類	個別ヨーグルト、プリン、ゼリー、ケーキ、アイスクリーム（クラス分け、ドライアイス付き配送）、個別フルーツ
14 穀物類	もち米（クリスタルライス）、でん粉、パン粉、米粉、麩、春雨、ビーフン、スパゲティ、マカロニ、うどん、中華麺、白玉団子、白米、マロニー、ホットケーキミックス、薄力粉、玄米粉
15 油脂類	胡麻油、オリーブ油
16 その他	昆布佃煮、ジャム、ナッツ類（アーモンド）、一食用ふりかけ、チョコチップ、はちみつ、キムチ、カットゼリー（和え用）

◆選定方法

① 単独調理校の場合

納入業者登録が完了した事業者の中から、過去の納入実績、品質、鮮度、価格等を勘案し、各単独調理校がそれぞれで発注先を選定します。また、各単独調理校の近隣の小売店及び市内業者を優先します。ただし、単独調理校ごとに見積もり合わせを実施し、業者を選定する場合があります。

② 給食センターの場合

「各務原市学校給食センター物資選定委員会」によって納入業者を選定します。

(3) 主食等

取扱物資区分	対象となる品目
1 主食	米飯、パン、麺（個包装）
2 飲用牛乳	飲用牛乳

◆選定方法

① 主食の場合
納入業者登録が完了した事業者を対象に入札を行い、納入業者を1者選定し、単価契約を行ったうえで、納入していただきます。単価契約を行った給食用物資は、契約決定業者のみ納入することができます。
※同一価格で市内すべての学校及び給食センターに納入が可能であることや、各学校や給食センターが指定する日時に配送が可能であることが必要です。

② 飲用牛乳の場合
毎年度、岐阜県知事が決定した供給事業者から供給を受けます。

※ 飲用牛乳の登録を受けた場合は、「隨時購入物品 4乳製品類」の調理用牛乳の登録も受けたものとみなします。

◆資格要件

登録事業者は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。

- ・各務原市競争入札参加者名簿（物件の買入等）に登載されていること。ただし、飲用牛乳のみを登録しようとする場合は、この限りでない。
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令等により定められた許可、認可、免許等又は届出をする者にあっては、当該許認可等を受け、又は届出を行っていること。
- ・共同購入物品及び主食等の登録を受ける場合は、当該所管保健所が実施する食品衛生監視票による評価を受けていること。
- ・品質管理が確実に行われ、仕入れから納品に至るまでの全ての工程において、食品の安全及び衛生管理が徹底されていること。
- ・食品を取り扱う施設として衛生管理上必要な倉庫、冷蔵施設、冷凍施設その他の品質保持のために必要な設備を完備していること。
- ・共同購入物品の登録を受けようとする場合は、指定した日時にすべての単独調理校及び給食センターへ配送ができること。
- ・隨時購入物品及び主食等の登録を受けようとする場合は、指定した日時に各学校及び給食センターへ配送ができること。
- ・仕入れ及び製造加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量の給食用物資を確実に供給できること。

- ・緊急の納入等に対応するため、概ね1時間30分以内に、希望する配送先に納入することができる本店、支店、営業所、工場等の固定した事業施設を各務原市内又は各務原市近隣に有すること。
- ・2年以上の事業実績を有する者であること。
- ・次のいずれにも該当していない者であること。
 - ア 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）の規定による資格停止を受けている者
 - イ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する暴排措置対象法人等に該当する者

◆登録有効期間

登録有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。
なお、登録有効期間の途中で登録申請（随時申請）をした場合は、登録完了日から令和11年3月31日までが有効期間となります。

2. 申請について

◆申請受付期間

令和8年4月からの納入を希望する場合は、申請に必要な書類を備え、下記の受付期間に郵送又は持参にて各務原市教育委員会事務局学校教育課へ提出してください。

受付期間	受付場所
令和7年12月1日（月）から 令和8年1月30日（金）まで (土日祝日を除く) ・郵送の場合：令和8年1月30日消印有効 ・窓口持参の場合：午前9時～午後5時	〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 各務原市教育委員会事務局 学校教育課 保健係 ※持参される場合は、各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町 2-186) 7階にお越しく ださい。

◆提出書類一覧

	提出書類	共同購入物品	随時購入物品	主食	飲用牛乳	備考
1	各務原市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第2号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	誓約書（様式第3号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	営業許可証の写し又は届出の事実が分かる書類の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業許可業種又は営業届出業種のみ
4	令和8年度以降の「各務原市入札参加資格審査申請書（物件の買入等）」の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		契約経理課に提出した日付を記入の上、提出してください。
5	食品衛生監視票の写し	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<u>2年以内</u> に実施したもの
6	営業所・工場の平面図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	倉庫、冷凍冷蔵設備、作業場、トイレ、手洗い施設等を表示してください。 ※前回提出しており、変更がない場合は省略可

※給食センターに物資の納入を希望する場合は、上記のほかに書類の提出を求める場合があります。直接、給食センター（TEL：058-379-3456）へお尋ねください。

◆申請から登録までの流れ（令和8年4月からの納入を希望する場合）

時期	登録の流れ	提出先
令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月23日（金） (事業者⇒市)	<p>① 各務原市競争入札参加資格審査申請 ※ こちらの申請を先に行ってください。（<u>契約経理課の締め切りは1月23日（金）まで</u>） ※ 登録を希望する全事業者が対象です。（飲用牛乳のみの登録を希望する事業者を除く）</p>	契約 経理課
令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月30日（金） (事業者⇒市)	<p>② 各務原市学校給食用物資納入業者登録申請 ※ 申請書類について、修正や追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。</p>	学校 教育課
令和8年2月中旬ごろ (市⇒事業者)	<p>③ 学校給食用物資納入業者登録通知書交付 ※ 登録要件を満たすことを確認し、学校給食用物資納入業者登録名簿に登録が完了した事業者あてに送付します。</p>	
令和8年3月末まで (事業者⇒市)	<p>④ （変更がある場合のみ）「相手方登録申請書（兼口座振替依頼書）」の提出 ※ 登録が完了した事業者が対象です。 ※ 様式は、登録通知書に同封します。市への口座登録を変更する場合のみ提出してください。すでに市に口座登録のある事業者は提出不要です。</p>	学校 教育課

3. 登録後の取り扱いについて

登録内容の変更及び廃止	<p>◎申請書に記載した内容に変更が生じた場合 各務原市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（様式2号）及び必要添付書類を提出してください。</p> <p>◎軽微な変更（上記以外の変更）が生じた場合 早めに学校教育課へ電話等で連絡してください。必要に応じて書類提出などについてご案内します。</p> <p>◎登録を廃止したい場合 各務原市学校給食用物資納入業者登録廃止届（様式第5号）を提出してください。</p>
登録の取り消し	<p>登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ各務原市の学校給食用物資納入業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 資格要件に適合しなくなったとき。(2) 廃止又は休止申請を行ったとき。(3) 登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが判明したとき。(4) 誓約書の誓約内容を遵守することができないとき。(5) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。(6) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められるとき。

4. 発注から代金支払いまでの流れについて

発注 (前月23日まで)	各単独調理校又は給食センターがファックスにて発注書を送信します。 ※数量変更があった場合などは別途連絡します。
納品 (指定日ごと)	日ごとに納品書を渡し、検収を受けてください。
請求 (翌月5日頃まで)	代金の請求は、1カ月（納入した月の1日～末日）ごとに、実際に納入した数量により行ってください。 請求書は納品先の単独調理校又は給食センターに提出してください。（年度末においては給食実施日終了後、速やかに提出してください。）
支払い (請求日から 30日以内)	請求書等の書類に不備がなければ指定された口座に代金を支払います。

＜請求書に記載する内容＞

- 宛先は「各務原市長」としてください。
- 請求者は住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者名）を記入してください。
- 納品先（「〇〇小学校」「〇〇中学校」「各務原市学校給食センター」）を記入してください。
- 品名、数量、単価、金額、納品日を記入してください。
- 印鑑は、契約経理課に提出した「入札参加資格審査申請書（物件の買入等）」の「使用印鑑」欄に押印したものを使用してください。

5. その他

製造・加工・配送に携わる従業員全員の検便の結果を、1カ月に1回、以下のとおり提出してください。

給食用物資の納品先	検便結果の提出先
給食センター	給食センター
単独調理校	各調理場又は学校教育課

問い合わせ先

岐阜県各務原市教育委員会事務局

学校教育課 保健係

電話：058-383-1798

FAX：058-389-0218